

# 令和7（2025）年度 第1回柏崎市スポーツ推進審議会次第

と き 令和7（2025）年11月26日（水）  
午後3時から  
ところ 柏崎市役所4階4-4会議室

## 1 開 会

田中教育部長あいさつ

## 2 議 事

（1）第12回市民大運動会を開催しました（報告）・・・・・・・・ 資料1

（2）中学校の休日の部活動の地域展開について（経過報告及び意見交換）・・資料2

（3）子どもたちのスポーツグランドデザインについて・・・・・・ 資料3

（4）公共体育施設の設置状況について・・・・・・ 資料4

（5）令和7（2025）年度スポーツ振興課の取組について・・・資料5

（6）その他

## 3 閉 会

令和6（2024）・令和7（2025）年度

柏崎市スポーツ推進審議会 委員名簿（敬称略・順不同）

任期：令和6（2024）年4月1日～令和8（2025）年3月31日

No.	推薦団体等	氏名
1	柏崎市刈羽郡医師会	石井 卓
2	柏崎刈羽中学校体育連盟	須藤 泰司
3	柏崎刈羽小学校体育連盟	川尻 優
4	一般財団法人 柏崎市スポーツ協会	佐藤 幸治
5	一般財団法人 柏崎市スポーツ協会	重野 典子
6	柏崎市スポーツ推進委員協議会	後藤 由香理
7	柏崎市地区体育協会連絡協議会	西澤 彰
8	公益財団法人 かしわざき振興財団	月橋 直子
9	新潟産業大学	岡村 宜城
10	新潟工科大学	上島 慶
11	公募	小山 真樹
12	公募	木村 重成
13	公募	飯塚 政洋

○新潟県柏崎市スポーツ推進審議会設置条例

昭和40年7月31日条例第26号

(設置)

**第1条** スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、新潟県柏崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成23年条例32号〕

(組織)

**第2条** 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 審議会に必要により意見を聞くため顧問若干名を置くことができる。

(任期)

**第3条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

**附 則**（平成23年9月21日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○新潟県柏崎市スポーツ推進審議会規則

昭和40年9月1日教育委員会規則第10号

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県柏崎市スポーツ推進審議会設置条例（昭和40年条例第26号）第4条の規定に基づき、新潟県柏崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営、その他必要な事項について定めるものとする。

一部改正〔平成23年教委規則15号〕

(任務)

**第2条** 審議会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条に規定するもののほか、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

一部改正〔平成23年教委規則15号〕

(会長等)

**第3条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選によってきめる。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

**第4条** 審議会は、会長が招集する。

**第5条** 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

**第6条** 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

**第7条** 教育委員会の委員及び関係職員は、審議会に出席して意見をのべることができる。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和48年5月16日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年9月27日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。